

議第234号

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに制定する。

令和元年11月29日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部を改正する条例  
京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部を次のように改正する。  
目次中「第13条」を「第12条」に, 「第14条」を「第13条」に, 「第16条」  
を「第15条」に, 「第17条～第19条」を「第16条～第20条」に, 「第20条」を  
「第21条・第22条」に改める。

第12条を削り, 第13条を第12条とする。

第3章中第14条を第13条とし, 第15条を第14条とし, 第16条を第15条とす  
る。

第17条中「又は行かせた者」を「若しくは行かせた者又はその疑いがある  
者」に改め, 第4章中同条を第16条とする。

第18条第1項中「行かせている者の」を「行かせた者若しくはその疑いが  
ある者の店舗,」に, 「場所」を「施設(以下「店舗等」という。)」に改め,  
同条を第17条とし, 同条の次に次の1条を加える。

(公表等)

第18条 市長は, 第11条の規定による命令を受けた者が当該命令を受けた日  
から別に定める期間を経過した日(第21条において「経過日」という。)  
以後に当該命令に違反したときは, 次に掲げる事項を公表することができる。  
る。

- (1) 命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 次の店舗等の名称及び所在地
  - ア 命令に違反することとなった行為に係る店舗等
  - イ 命令並びに当該命令の原因となる指導及び勧告の対象となった行為に係る店舗等
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、第16条の規定による報告の求めを受けた者が、正当な理由がなくて報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前条第1項の規定による立入調査を受けた者が、正当な理由がなくて立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問を受けた者が、正当な理由がなくて陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 報告の求めを受け、又は立入調査若しくは質問を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 報告の徴収又は立入調査若しくは質問の原因となった客引き行為等に係る店舗等の名称及び所在地
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 第2項の規定による公表の対象となる者が前項の規定により意見を述べたときは、市長は、第2項の規定による公表の際、当該意見の要旨を併せて公表しなければならない。

第20条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(過料)」を付し、同条

第2号中「第17条」を「正当な理由なく、第16条」に改め、同条第3号中「第18条第1項」を「正当な理由なく、第17条第1項」に改め、同条を第21条とする。

第4章中第19条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

(土地等の所有者等への通知)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、公表された者の主たる事務所又は公表された店舗等が所在する土地又は建物の所有者又は管理者に対し、その旨及びその内容を通知することができる。本則に次の1条を加える。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第10条の規定による指導及び勧告、第11条の規定による命令、第17条の規定による報告の求め並びに第18条第1項の規定による質問を受けた者は、改正後の条例の相当の規定による指導、勧告、命令、報告の求め及び質問を受けた者とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定により報告の求め又は質問を受けた者がした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(店舗等の名称等の公表に関する特例)

- 4 改正後の条例第18条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による指導、勧告又は命令を受けた者の氏名等の公表の際、改正前の条例の規定による命令並びに当該命令の原因となる指導及び勧告の対象となった行為に係る店舗（改正後の条例第18条第1項第2号イの店舗として公表されるべき店舗に限る。）の名称及び所在地は、公表しない。
- 5 改正後の条例第18条第2項の規定にかかわらず、第2項の規定により改正後の条例の規定による報告の求め又は質問を受けた者とみなされた者に関する改正後の条例第18条第2項に係る事項は、公表しない。

#### 提案理由

客引き行為等を行ってはならない旨等の命令を受けた者が、当該命令に違反した場合に、当該客引き行為等に係る店舗等の名称等を公表することができることとする等の必要があるので提案する。